

タブレットレンタルサービス利用規約

株式会社ひろしまケーブルテレビ
2014年4月1日

第1条(契約の成立)

1. タブレットレンタルサービスの契約は、株式会社ひろしまケーブルテレビ(以下「当社」という)が、お客さまのタブレットレンタルサービス(以下「本サービス」という)のお申込みに基づき、所定の確認手続きを行い、当社が承諾した時点で成立するものとします。
2. タブレットレンタル契約者(以下「契約者」という)は、本サービスの申込みにあたっては、本規約を同意したものとみなします。
3. 契約者は、第1項の当社の承諾により、当社からタブレットレンタル商品(以下「商品」という)のレンタルサービスを受けられるものとします。

第2条(本サービスの提供条件)

本サービスを申し込むことができるのは、当社の放送サービスまたはインターネット接続サービスの加入者に限ります。

第3条(契約期間)

1. 本サービスの開始日は、当社が所定の確認手続きを行った後、当社が指定した日とします。なお、商品の在庫等により即時に本サービスを提供できない場合があります。
2. 本サービスの契約期間は、前項の開始日が属する月の翌月から24カ月間となります。契約期間終了後、契約者は、商品の当社への返却または、当社から商品の譲渡を受けることを選択できます。なお、商品を返却した場合でも初期費用、利用料の返還はいたしません。

第4条(商品の担保責任等)

当社は契約者に対し、引渡し時において商品が正常な性能を備えていることのみを担保し、商品の商品性または契約者の使用目的への適合性については担保しません。契約者は、商品の引渡しを受けたときは遅滞なく商品の動作確認を行い、引き渡しを受けた後8日以内に商品の性能の欠陥につき当社に対して通知をしなかった場合、商品は正常な性能を備えた状態で契約者に引渡されたものとみなします。

第5条(利用料)

本サービスの利用料は、商品の機種に応じて定めた、申込書記載の料金とします。

第6条(支払方法)

1. 契約者は、申込書記載の初期費用、利用料について当社が別途指定する支払期日までに、消費税および地方消費税相当額を加算した金額を、当社が別途指定する方法により支払うものとします。
2. 利用料は月割り(毎月1日より月末迄を1箇月の単位とします)計算とし、サービス開始時及び解約時においても日割り計算はいたしません。

第7条(中途解約)

契約期間中、契約者が中途解約又は新機種への交換を希望される場合、当社が別に定める解約料の支払いを、当社が別途指定する支払期日までに、消費税および地方消費税相当額を加算した金額を、当社が別途指定する方法により一括で支払うものとします。

第8条(解除)

1. 当社は、次の場合に利用契約を解除することがあります。
 - (1) 契約者が初期費用又は利用料等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
 - (2) 契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

- (3)当社又は契約者の責に帰すべからざる理由により当社のレンタルスキームの変更を余儀なくされ、かつ代替提供が困難で本サービスの継続が出来ないとき、
 - (4)本規約又は当社が定める契約約款に違反した、または違反するおそれがある場合。
 - (5)その他当社の業務の遂行上支障があるとき、
2. 当社は、前項の規定により、本サービスの契約が解除されるときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。なお、契約者は契約解除に伴い、残期間のタブレット料金の支払い等の債務の履行を免除されるものではありません。

第9条(端末の保全)

- 1. 契約者は、レンタル期間中、商品端末を第三者に譲渡または、転貸、質入れ、担保権の設定等を行うことはできないものとします。
- 2. 契約者は、商品端末について第三者からの差押、その他法律的、事実的侵害が発生した時、またはその恐れがある場合は、直ちにその旨を当社に通知しなければならないものとします。
- 3. 第4条第1項の場合を除くほか、商品端末の引渡後のトラブルにより契約者に発生した損害については、当社は一切の責任を負いません。
- 4. 契約者は、当社に届け出ている住所等に変更があった場合は、速やかに届け出なければならないものとします。

第10条(商品の滅失、損傷等)

タブレットレンタル契約期間中に生じた契約者の故意、もしくは重大な過失による紛失、破損、故障、盗難等については、ご利用年数に応じて別に定める料金を契約者にご負担していただきます。ただし、当社側が故意とは認められなかった場合は無料で交換するものとします。

第11条(裁判の管轄)

本契約に関する一切の紛争は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条(協議事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合および本規約の解釈に疑義が生じた場合、当社と契約者の間で誠意を持って協議の上、解決にあたるものとします。

第13条(規約外事項)

本規約以外に当社と会員間に別途の取り決めがある場合はそれを優先します。

附則

本規約は平成26年4月1日より実施します。

【別表1】(解約料)

(24ヵ月ー解約時までの利用期間)×利用料

【別表2】(負担金)

ご利用年数	1年未満	1年以上2年未満
負担金	40,000円(税抜) [税込44,000円]	20,000円(税抜) [税込21,600円]